

岩手県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、大槌町から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成24年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 被災市街地復興推進地域
- （2）名称 町方・安渡地区被災市街地復興推進地域
- 2（1）種類 被災市街地復興推進地域
- （2）名称 沢山地区被災市街地復興推進地域
- 3（1）種類 被災市街地復興推進地域
- （2）名称 赤浜地区被災市街地復興推進地域
- 4（1）種類 被災市街地復興推進地域
- （2）名称 吉里吉里地区被災市街地復興推進地域